

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成30年7～9月分)

相談の受付件数

- 平成30年7～9月の受付件数は131件。
- ブロック別の内訳は東北3件、関東58件、中部5件、近畿36件、中国6件、九州23件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(100件(元請51件、下請39件、専門工事業者1件、不明9件))。他には、発注者(11件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の半数を占め、相談件数は今年度4～7月期の70件から67件とほぼ変わらなかった。うち、加入すべき保険や現場入場に係る問合せが22件、法定福利費や標準見積書に係る問合せが30件寄せられた。また、建設業法全般(29件)に関する問合せも多く寄せられた。

主な相談内容は具体的には次のとおり。

(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

<社会保険加入対策に関する情報>

【加入すべき保険・現場入場について】

- ・ 一人親方に仕事を発注するには、一人親方の側で国民健康保険・国民年金・労災保険の3点に必ず加入する必要があるのか。(7月・下請建設業者)
- 一人親方は医療保険については「国民健康保険」又は「国民健康保険組合(建設国保)」、年金保険については「国民年金」に個人の責任で加入するものとなっており、一人親方が加入すべき保険に労災保険は含まれない。

(適切な保険の範囲：<http://www.mlit.go.jp/common/001154556.pdf>)

(フローチャート：<http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>)

- ・ 元請業者から、作業員名簿の記載について、建設国保に加入しているのであれば、「未加入」と記載するように指示された。法人で建設国保に加入している場合、社会保険加入状況について「未加入」として取り扱われてしまい、現場入場が認められないのか。(7月・下請建設業者)
- 建設国保は、適用除外承認を受けた国民健康保険組合であり、加入している者は社会保険加入状況においては「適用除外」として取り扱われ、「未加入」となるわけではない。

(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン：<http://www.mlit.go.jp/common/001140397.pdf>)

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	1
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	29
	⑭ 元下関係	6
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	22
	⑯ 法定福利費関係	30
	⑰ その他	15
その他	⑱ その他	27

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成30年7~9月分)

主な相談内容その2

【法定福利費について】

- 提出された見積書の法定福利費の額が適切であるかどうかの見極めはどうすればいいか。(7月・発注者)
- 国の場合は設計労務単価に対する法定福利費額 15~16%を積算しており、**その額と乖離があれば、提出業者に再度確認を行っている。**
- 下請から提出された見積書の法定福利費が安すぎる場合、このまま契約締結すれば業法違反を問われるか。(8月・元請業者)
- **法定福利費を一方向的に引き下げようとしたことは建設業法違反**となり得るが、その金額が適正な算出であれば違反とは言えない。まずは、適正な算出を行っているかを問い合わせることをお願いしたい。
(法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順：<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)

【その他社会保険加入対策について】

- 元請から保険証の写しなど求められるが、必ず提出しなくてははいけないか。(7月・建設業者)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では作業員名簿に**個人番号の下4桁を記載することのみを求めている。**

<その他(建設業法全般に関する相談など)>

- 専任を要しない主任技術者の配置については、2つの工事現場の距離制限はあるのか。(7月・元請建設業者)
- 3,500万円未満の工事であれば、主任技術者は専任の必要はなく、**距離制限は特にない。**
- 監理技術者として専任性の必要な現場を担当しているが、業務の都合で月に1度、遠方の事務所へ行かなければならなくなった。連絡体制を整えた上であればやむをえず現場を離れることができるか。(7月・元請建設業者)
- 「専任性」は監理技術者がいなければ工事をしてはいけないということを示しているわけではなく、**連絡体制を整えておけば現場を離れることも認められる。**
(主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)(平成30年12月3日国土建第309号)
：<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>)
- 注文書・請書を同じ業者と今後取り交わすとしたときに、基本契約書又は契約約款を添付又は印刷する必要があると思うが、基本契約書であれば一度結んでしまえばいいのか、それとも毎回契約する必要があるのか。(7月・建設業者)
- 基本契約書を取り交わしたのであれば、案件ごとに**注文書・請書のみを取り交わして問題はない。**

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	1
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価等改訂後の請負情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	29
	⑭ 元下関係	6
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	22
	⑯ 法定福利費関係	30
	⑰ その他	15
その他	⑱ その他	27

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

※上記①~⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)